

## 第2章

# 当局要請の「断り方」、調査官との意思疎通 リモート調査で生じた 実務上の留意点

### 【1】この章のエッセンス

● 質問検査権には、正当な理由のない拒否について罰則が用意されている。

● 質問検査権に基づく要請への「断り方」として、国税通則法の文言に沿った「必要性がない」という主張は実効性が乏しく、調査担当者を刺激するだけなので、一般的には避けるべきである。

● 裁判例に従って、「社会通念上相当な限度」にとどまらないことを定量的に主張する方法が、最も現実的で実効性が高い「断り方」と考えらる。

● リモート調査の影響で調査担当者とのコミュニケーションが十分に取れない事態が生じている。

● コミュニケーションの欠如は、不

適切な証拠評価に基づく、会社にとって不意打ち的な課税処分を招きかねない。

● 調査対応に当たる税理士の「当局

## 正しい「断り方」

### 当局の要請を断るためには

前置きとして、後述のとおり税務調査は強制ではないものの、特に理由がない場合、それを拒むのは一納税者として望ましい姿ではない。

単に、面倒だからという理由のみで調査に非協力の態度を取ること、税務行政の適切な執行を妨げることにつながる。ただし、そのような理解を前提としても、会社として、

との橋渡し」としての役割が期待される。

税務調査に対する要請に応えたい局面は存在する。広範な資料を抽象的に依頼される場合や、取引相手先との関係で、情報を渡すことがはばかられる場合などである。このような場合、当局に要請に応じられない旨を伝える必要があるが、極力、法律や裁判例、当局が公表しているQ&Aに則った伝え方をし、当局との関係を悪化させないように配慮する必要がある。

## 質問検査権

### (1) 定義

まず、当局が資料を徴求する根拠である「質問検査権」とは、適正公平な課税確保の観点から税務職員が納税義務者等に対して質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、または当該物件の提示または提出を求めることができる行政上の権限(税務大学校講本「国税通則法」104頁)を指す。条文上は国税通則法74条の2から74条の6に根拠がある(図表3参照)。条文上は「求めることができる」とされており、質問検査に応じるか否かや、帳簿書類等を提示・提出するか否かは納税義務者の任意とされている。

しかし、それでは税務行政の遂行に影響が出るため、正当な理由がなく検査を拒否する者等には、罰則を用意し、罰則による実効性担保を図っている(国税通則法128)。質問検査権が「半強制」といわれるゆえんである。国税庁の「税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)」(以下、「FAQ」という)(図表4参照)問3には、この罰則でもって事実上の強